

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に
関する認可申請の時期について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(平成31年4月26日付け国自旅第31号)2.(2)に基づき、認可申請の時期を下記のとおり定めたので公示する。

令和2年11月26日

中国運輸局長 河原 畑



記

中国運輸局管内の営業区域において、下表のとおりとする。

ただし、「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(平成31年4月26日付け国自旅第31号)2.(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者がすでに公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

広島交通圏	毎年12月21日～翌年1月20日
-------	------------------

附 則

この取扱は、令和2年11月26日から適用する。